八四五一・一〇―八四五一・八〇	第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四五一・九〇	第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四五二・一〇	第八四五二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四五二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四五二・二一―八四七三・二九	第八四五二・二一号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・二一号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四七三・三〇	第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四七三・四〇―八四八〇・七九	第八四七三・四〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八一・一〇	第八四八一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八一・二〇	第八四八一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八一・三〇	第八四八一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八一・四〇	第八四八一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八一・八〇	第八四八一・八〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八一・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八一・九〇―八四八二・九九	第八四八一・九〇から第八四八二・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号から第八四八二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八三・一〇	第八四八三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八三・二〇	第八四八三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八三・三〇―八四八三・五〇	第八四八三・三〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八三・三〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四八三・六〇―八四八三・九〇	第八四八三・六〇号若しくは第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・六〇号又は第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四・八四	第八四・八四項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四・八四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八四・八六―八四・八七	第八四・八六項若しくは第八四・八七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八六項又は第八四・八七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注釈　この類の規定の適用上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう。

八五〇一・一〇―八五二三・四〇	第八五〇一・一〇号から第八五二三・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八五二三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・五一―八五二三・五九	第八五二三・五一号から第八五二三・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・五一号から第八五二三・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・八〇―八五四〇・九九	第八五二三・八〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五二三・八〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・一〇―八五四一・五〇	第八五四一・一〇号から第八五四一・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること又は、締約国において拡散工程を経ること。
八五四一・六〇―八五四一・九〇	第八五四一・六〇号若しくは第八五四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四一・六〇号又は第八五四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・三一―八五四二・三九	第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること又は、締約国において拡散工程を経ること。
八五四二・九〇―八五四三・三〇	第八五四二・九〇号から第八五四三・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号から第八五四三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・七〇	第八五四三・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・九〇―八五四七・九〇	第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・一〇	第八五四八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・九〇	

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。